令和２年４月30日告示第78号

清水町新型コロナウイルス感染症に伴う経済変動対策貸付資金利子補給要綱

　（趣旨）

第１条　町長は、新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和２年政令第11号）第１条に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。）による消費の落込み等の影響により、事業活動に支障を来たしている町内の中小企業者の経営安定化を支援するため、静岡県経済変動対策貸付資金の融資を受けた中小企業者に対し、予算の範囲内において利子補給金を交付するものとし、その交付に関しては、清水町補助金等交付規則（昭和62年規則第１号）及びこの要綱の定めるところによる。

　（定義）

第２条　この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

　⑴　中小企業者　中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第２条第１項第１

号、第２号、第５号及び第６号に規定する中小企業者をいう。

　⑵　静岡県経済変動対策貸付資金　静岡県中小企業経営安定資金融資制度要綱（平　成14年３月20日付け商金第500号商工労働部長通知）別表経済変動対策貸付の項融資対象者の欄中４アに規定する要件のうち、新型コロナウイルス感染症対応枠

　　として中小企業者に融資される資金をいう。

（利子補給対象者）

第３条　利子補給金の交付の対象となる者（以下「利子補給対象者」という。）は、静岡県経済変動対策貸付資金の融資を受けた者であって、次に掲げる要件のいずれ

　にも該当するものとする。

　⑴　町内において原則として１年以上継続して同一事業を営む者であること。

　⑵　町税等の滞納がないこと。

　⑶　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団若しくは同条第６号に規定する暴力団員でない者又はそれらと密接な関係を有しない者であること。

　（利子補給金の額等）

第４条　利子補給金の額は、利子補給対象者が静岡県経済変動対策貸付資金を金融機関から借り入れ、当該年度中に利子補給対象者が借入金融機関に支払った利子の

　うち、当該年度の４月１日から９月30日まで（以下「上期」という。）及び10月１日から翌年３月31日まで（以下「下期」という。）の各期間において支払った利子の２分の１に相当する額（その額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

２　利子補給金の対象となる融資限度額は、8,000万円とする。

３　利子補給金の対象期間は、第１回の償還日から３年とする。

（交付の申請等）

第５条　利子補給金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる書類を町長に提出しなければならない。

⑴　清水町新型コロナウイルス感染症に伴う経済変動対策貸付資金利子補給金交

付申請書兼実績報告書（様式第１号）

⑵　誓約書兼町税納付状況確認同意書（様式第２号）

⑶　元利支払証明書（様式第３号）

⑷　その他町長が必要とする書類

２　前項の規定による申請は、毎年度上期分にあっては10月５日までに、下期分にあっては翌年度の４月５日までに行うものとする。

　（交付の条件）

第６条　申請者は、利子補給金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、関係書類を利子補給金の交付を受けた年度終了後５年間保管しなければならない。

（交付の決定）

第７条　町長は、第５条の規定による申請があったときは、速やかに当該申請の内容を精査し、清水町新型コロナウイルス感染症に伴う経済変動対策貸付資金利子補

　給金交付（不交付）決定兼確定通知書（様式第４号。以下「交付決定兼確定通知

　書」という。）により申請者に通知するものとする。

　（請求の手続）

第８条　前条の規定による交付決定を受けた者は、交付決定兼確定通知書を受領した日から起算して10日以内に、請求書（様式第５号）を町長に提出しなければなら

　ない。

　（利子補給金の返還）

第９条　町長は、この要綱に違反する事実があったとき又は偽りその他不正の手段により利子補給金の交付を受けた者に対し、利子補給金の返還を求めるものとする。

　（委任）

第10条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

　　　附　則

この告示は、公示の日から施行し、令和２年３月18日以後に行われた融資について適用する。